

川口 SDGsオリジナルシンボルマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、川口 SDGsオリジナルシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 シンボルマークの著作権等一切の権利は、川口市に帰属する。

(デザイン)

第3条 シンボルマークのデザインは別図1のとおりとする。

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる場合を除き川口 SDGsオリジナルシンボルマーク使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、川口市長(以下「市長」という。)に市が指定する方法において使用開始の10日開庁日前までに申請するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が施策の推進を目的として使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請を必要としないと市長が認めた場合

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、川口 SDGsオリジナルシンボルマーク使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) SDGsの達成に寄与しない活動、又は寄与しないおそれがあるとき。
- (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするとき。
- (5) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークの使用が不適當であるとき。

(使用の期間)

第6条 シンボルマークを使用できる期間は、申請時に定めのない場合は使用を許可した日から当該使用を許可した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の期間の満了後において、引き続きシンボルマークを使用しようとするときは、第4条の規定による申請を行い、前条第1項の規定による使用の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を得た範囲で使用し、市長が付した条件に従うこと。

(2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) シンボルマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法(昭和34年法律125号)による登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

(4) シンボルマークの形状やカラーを変更しないこと。

ただし、カラー印刷を行わない場合に限り、白黒での使用は可とする。

(5) シンボルマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

(6) 市長から要請があった場合は、シンボルマークの使用実態を報告すること。

(7) 事故、知的財産権の侵害等、シンボルマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(使用の変更)

第8条 第5条第1項により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が承認を受けた事項を変更しようとするときは、川口 SDGsオリジナルシンボルマーク使用承認変更申請書(第3号様式)に変更に係る書類を添えて、変更の10日開庁日前までに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、川口 SDGsオリジナルシンボルマーク使用承認(不承認)変更通知書(第4号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用の承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。

(3)前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消された者(以下「承認取消者」という。)は、当該使用の承認を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。

3 承認取消者は、市長から最終成果物の回収の指示があったときは、承認取消者の負担でこれを行い、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用に起因する問題)

第 11条 使用者は、シンボルマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、シンボルマークの使用に起因する問題により川口市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

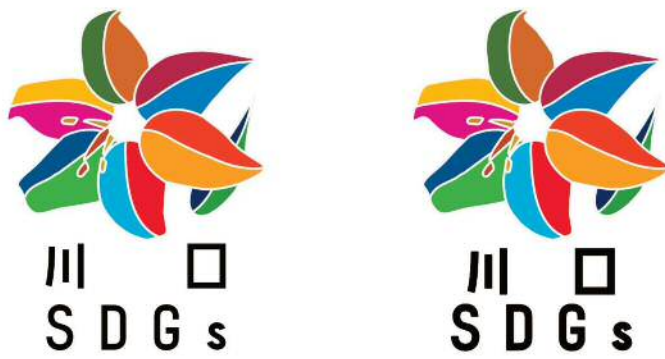
第 12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

(A)タテ長 (漢字)

【図1】



(B)ヨコ長 (アルファベット)



(C)丸



*使用フォント YDW バナナスリップplus